

【第27回大阪市大規模小売店舗立地審議会議事要旨】

日 時 平成18年12月6日(水) 午前10時30分～午前11時15分

場 所 キャッスルホテル 7階 鳳凰の間

出席委員

(委員) 石原委員、小谷委員、加藤委員、河井委員、貫上委員、難波委員、檜谷委員

(事務局) 経済局：田島商業立地担当課長、松本担当係長、富田担当係長、木村課員

計画調整局：中坊係長、野口係長、高山課員

都市環境局：下田係長

環境事業局：二木係長

建設局：伊東課員、野村課員

議 題

大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

(1) 「(仮称)KM複合ビル新築計画」〔新設〕

(2) 「ホームセンターコーナン」R今宮駅前店」〔店舗面積増床等〕

(3) 「梅田阪急ビル」〔店舗面積増床等〕

議事要旨

(1) 「(仮称)KM複合ビル新築計画」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 当該店舗の設置者は、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・ 当該店舗の設置者は、駐車場が店舗棟と住居棟との併設となっていることから来店車両の誘導について十分配慮するよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。

(2) 「ホームセンターコーナン」R今宮駅前店」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 当該店舗の設置者は、変更後においても対応策の前提として行った調査・予

測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をして店舗の維持・運営を行う必要がある。

- ・ 当該店舗の設置者は、店舗より公道を挟んだ店舗北側に移設された廃棄物保管施設の運用に当たっては、公道の交通安全及び負荷に配慮する必要がある。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。

(3) 「梅田阪急ビル」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 当該店舗の設置者は、変更後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をして店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。

【配布資料】

- 資料1 「(仮称)KM複合ビル新築計画」届出要約書
- 資料2 「ホームセンターコーナン」R今宮駅前店」届出要約書
- 資料3 「梅田阪急ビル」届出要約書
- 資料4 「軽微な延刻等」に係る手続きの状況(報告事項)

【問い合わせ先】 大阪市経済局産業振興部商業振興課
(電話)06-6208-8967